

受給資格期間が25年から10年へ短縮されます！

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

年金を受け取るために必要な期間（保険料納付済等期間）が10年に短縮され、これまで年金を受け取ることができなかった方も年金が受給できる可能性があります。

●平成29年8月1日から、10年となります。

年金を受け取るために必要な期間（保険料納付済等期間）が25年から10年に短縮されます。これにより、年金を受け取れる人を増やし、これまで納めていた年金保険料をなるべく年金の支払いにつなげることができます。

●対象者は？

すでに65歳以上の方で、年金を受け取るために必要な期間（保険料納付済等期間）が10年以上の方が対象です。

●手続きは必要ですか？

対象者の方には、平成29年2月末から平成29年7月までの間に日本年金機構から「年金請求書」が順次送付されます。「年金請求書」が届きましたら、必要事項を記入の上、必要書類と併せて岡谷年金事務所までお持ちください。

●いつから受給できますか？

すでに65歳以上の方で保険料納付済等期間が10年以上の方は、窓口で申請していただくと最短で平成29年9月分が10月に指定の口座へ振込まれます。（以降、2ヶ月分の年金が偶数月に振込まれます）

●受給できる年金額はどうなりますか？

年金保険料を納めた期間に応じて支給される年金額が決まります。保険料を納めた期間が長ければそれだけ年金額が多くなります。また、国民年金の後納制度や任意加入により、年金額を増やすことができる場合がありますので、岡谷年金事務所にご相談ください。

●ご不明な点等のお問い合わせ及び予約相談の受付は？

ねんきんダイヤル 0570-05-1165
（050で始まる電話でおかけになる場合は 03-6700-1165）
または、岡谷年金事務所 0266-23-3661 へ直接お電話してください。

※岡谷年金事務所の相談窓口が混雑することが予想されますので、必ず予約相談をご利用ください。

